

富山市農林水産部 令和6年度限定事業！

令和6年度『田んぼ de ヒマワリ事業』を実施します！



事業の目的

富山市の草花であるヒマワリ（緑肥用等）をブロックローテーション等で水稻を作付けしない農地に作付することにより、夏場の良好な田園風景を創出し、さらに開花後土壤にすき込むことで緑肥として農地に還元し、次年度の肥料投入量の低減と有機資源が循環する農業の普及・拡大を図るものです。

事業の内容

- ア. 対象者 市内に住所と農地のある農業者
- イ. 対象品目 ヒマワリ（緑肥用等）
- ウ. 補助金額 2万円以内/10a

交付の条件

- ①ヒマワリ（緑肥用等）を農地に一筆単位で播種すること。
- ②作付面積が一団で10a以上になること。
（複数の農家での取組みも可能）
- ③道路などに面した農地に作付すること。
（一団の農地の一部が接していれば可能）
- ④開花終了後、農地にすき込みを行うこと。
- ⑤令和7年は出荷作物（蜜源作物含む）を作付する計画があること。

※地震により被災した農地で実施する場合は上記の条件を緩和します。

問い合わせ先 富山市農業水産課園芸畜産係 電話076-443-2083

富山市農林水産部 令和6年度限定事業！

令和6年度『田んぼ de ヒマワリ事業』を実施します！

申請の方法

事業を実施する前（播種する前）に次の書類を作成、添付して農業水産課まで申請してください。実施（播種）以降に申請された場合は対象となりません。

- ①交付申請書
- ②事業実施計画書
- ③ヒマワリを作付けする範囲を示した地図
- ④水田確認野帳など、農地の面積がわかる書類の写し など

申請の期限

- | | |
|------------------|-----------|
| 1回目：令和6年4月30日（火） | 午後5時15分まで |
| 2回目：令和6年5月31日（金） | 〃 |
| 3回目：令和6年6月28日（金） | 〃 |
| 4回目：令和6年7月31日（水） | 〃 |

実績の報告

事業を実施した後（すき込んだ後）10日以内に次の書類を作成、添付して農業水産課まで報告してください。書類に不足がある場合はお支払いできません。

- ①実績報告書
- ②事業実施報告書
- ③ヒマワリの開花、作業状況のわかる写真
- ④ヒマワリの種を購入した場合はその伝票の写し

その他

事業に取り組まれた方には、フォトスポットの設置や、富山市HPの掲載、新聞報道の対応などについてお願いする場合があります。